

＜全般＞					
整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方等・基本方針への反映状況	対応方針
1			なぜ、「人権同和政策」としなかったのか、その論拠は？	同和問題をはじめ「人間の尊厳」が侵害されている状態を人権問題と捉え、あらゆる人権問題の解決に取り組むため策定するものです。	5
2			基本方針は、誰に何の目的で読んでもらうために作るのですか。	市が行う人権に関わる施策を計画的、総合的に推進するため、人権政策推進の基本指針として策定するものです。 施策の推進に当たっては市民の協力が不可欠なことから、市民の皆様にもご理解をお願いしてまいります。	5
3			11ページから28ページまで、連携とか支援という言葉が多い。言葉だけの活動になりやすいと思います。	原文のままとします。 基本方針は、市の基本的な考え方を示すものです。具体的な施策については、基本方針に基づき構築、実施してまいります。	4
4			第3章人権政策の基本理念 1 人権の概念 2 人権政策の基本理念 第4章人権施策の方向性 1 基本姿勢 以上に基づき、人権教育、啓発を推進していただきたくよろしくお願ひします。	第3章、第4章は基本方針の骨格となる部分であり、ご意見のとおり、この理念や方向性に基づき人権政策を推進してまいります。	3
5			特別にありません。詳しく入念に出来上がっていると思います。		3
6			特に意見はありません。素案としては大変良くまとまっていると思います。		3
7	章立て・目次		項目、目次ですが、目的、背景、理念、方向性一つにまとめられないのか。抽象的文章の羅列で読みにくく感じました。	原文のままとします。 基本方針は、目次の体系に基づき構成されております。各章の記述を一つにまとめることは困難です。	4
＜第1章 基本方針の目的＞					
8	2 基本方針の位置づけ	2	市条例についての記載がない。市条例を施策に生かしてほしい。	原文のままとします。 6ページ、第3章第2節人権政策の基本理念に、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」の精神である・・・と記載してあるように、条例の目的を基本理念としています。	2

整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方等・基本方針への反映状況	対応方針
<第2章 基本方針策定の背景>					
9	4 長野市の取組	4	4ページの長野市の取組が中心と思いますが、ここの記述が一番少ない。	原文のままとします。 人権政策推進基本方針であるため、人権全般に関わる取組について記述しました。同和対策及び同和教育に関わる取組については、審議会答申に詳しく述べられています。(基本方針巻末に資料として掲載します。)	2
10	4 長野市の取組	5	5ページの人権同和政策課を設置し、この組織や具体的活動の内容が一番大切な事と思います。	第2章第4節の長野市の取組は、本市における歴史的背景や経緯を述べているものです。 人権政策は、市の全ての組織で取り組むもので、人権同和政策課は人権政策全般の調整を行う部署と位置付けられます。	5
11	4 長野市の取組	5	8行目以降に、市と住民自治協議会の役割分担に関する記述があるが、住民自治協議会スタートに伴い部落問題をはじめとした人権課題の重要性に鑑み、必須項目として研修を行うよう決めただけではなかったか。 この文章では、住民自治協と市当局の役割分担を明確にしたいと理解されてしまうおそれがあるのでは…。	必須・選択事務は、すべての地区で一律に行うべきものか否かで区分したものです。また、この記述は、住民自治協議会が事業に円滑に取り組めるよう、市としての方針(姿勢・取組)を明確にしたものです。 ご意見を踏まえて次のように修正しました。 「長野市版都市内分権改革に伴い、平成22年4月からは必須事務として住民自治協議会においても人権同和教育・啓発活動に取り組んでいただけることになりました。」	1
12	4 長野市の取組	5	「地域における人権同和教育研修会及び住民集会の開催は住民自治協議会が、…」とあるが、地域で行うことは研修や集会だけなのか。 例えば、文化を通して学び合うとか、お茶のみ話のなかで具体的な広まりを考えるなど色々工夫があっているのではないかと考えます。	ご提案のような方法も良い取組と思われます。このため、地域における研修会及び住民集会については、地域の実情や特性に合わせて、より柔軟かつ効果の上がる方法で取り組んでいただけるよう、研修手法や講師情報の提供等の支援を行います。	3
13	4 長野市の取組	5	下から6行目「審議会では、当事者が抱えている課題や思いに焦点を当て…」とあるが、「思い」を「想い」にする、または、「願い」の表現に変更したほうがよいのではないかと考えます。	原文のままとします。 審議会答申には、「当事者が抱えている課題や思いに視点を当て」と記載されています。	2
<第3章 人権政策の基本理念>					
14	1 人権の概念	6	第1章基本方針の目的から第4章人権施策の方向性については非常にうまくまとめられており、読んで私たちの頭の中が整理がつき、大変勉強になりました。この中で若干お願いがあります。 人権問題の本質である「人間の尊厳」について、一般の住民は「人間の尊厳」についてはわかっているような正解がわからないような状態です。 言葉の定義として又は説明として、誰でも正しく理解し、発言できるように「人間の尊厳とは』について、定義を明確に付け加えてほしいです。(※1ページ人権政策基本方針の目的にもあり)	ご意見を踏まえ、次のように修正しました。 6ページ17行目 「人間の尊厳(社会の中で個人として尊重され、人間らしく生活するために、人間としての人格を侵されない普遍的な原理)」	1

整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方等・基本方針への反映状況	対応方針
＜第4章 人権施策の方向性＞					
15	1 基本姿勢	7	「全ての市職員は・・・」との記載があるが、人権は全ての市民に関わることである。市の職員に特化した書き方はどうか。	原文のままとします。 市が策定する基本方針であり、まず実施主体である市職員の姿勢をうたっていますが、市民の皆さんにも基本方針に対するご理解とご協力をお願いしてまいります。	4
16	1 基本姿勢	7	ユニバーサルデザイン等、ハード面の整備について記載されているが、ハードを整備すれば人権行政が達成されるように読める。意識の問題、ソフト面についても触れるべきではないか。	7ページ9行目「このように」の前に、次のように加えます。 「また、窓口対応等での配慮が欠けていたため周囲の目が気になった、不快な思いをしたといった声も聞かれます。」	1
17	1 基本姿勢	7	「歩道と道路の段差解消」とあるが、「歩道と車道の段差解消」としてはいかがでしょうか？道路と表記すると広義となり、歩道も含まれると考えられます。	ご意見を踏まえ、修正しました。 「歩道と車道の段差解消」	1
18	2 人権教育・啓発	7	7ページに「推進に当たっては、市民の自主性を尊重し」と記されていますが、現実には役員中心の集会や研修会が主です。「多くの人に役員を経験してもらい、役員には人権教育の研修を受けてもらい、推進には全ての活動、日常活動の中で実践してもらおう」と書いたほうが良いと思います。	原文のままとします。 人権問題の解決には息の長い取組が必要です。仮に役員中心の研修会であっても、長期的に見れば多くの方々に参加いただくことが可能になると考えます。 また、研修会等については、地域の実情に応じて効果的な取組をお願いしてまいります。	4
19	2 人権教育・啓発	7	下から3行目に、「また、教職員が、差別や偏見についての感性を高め、日常的な教育活動の中で児童生徒一人ひとりの人権を守り尊重していくことが重要です。」とありますが、大変重要な部分であり、昨今のいじめや虐待などが社会問題となっている状況を踏まえ、次のように加えたらどうでしょうか。 「更に、教職員が、差別や偏見についての感性を高め、自らの姿勢そのものが人権教育の重要な部分であることを自覚し、日常的な教育活動の中で児童生徒一人ひとりの人権を守り尊重していくこと、また児童生徒一人ひとりが安心して学校生活を送れること」	ご意見を踏まえ、次のように修正しました。 「また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、コンプライアンスの推進に努めるとともに、教職員が、差別や偏見についての感性を高め、日常的な教育活動の中で児童生徒一人ひとりの人権を守り尊重していくことが重要です。」	1
20	2 人権教育・啓発	7	(1)学校人権教育 「学校人権教育と社会人権教育との連携を強化し、・・・」の記述について、学校と社会人権教育との連携は重要であると思いますが、小学校と中学校間でも同和教育の連携が見られていない所も少なからずあるのではないのでしょうか。小学校・中学校の連携・交流の促進を図られるようにすべきと考えます。	原文のままとします。 (1)学校人権教育では、「校種間交流を通じ、児童生徒の人権意識の高揚に努めます。」(8ページ上から3行目)とし、小・中・特別支援学校間の交流等をうたっています。 ご指摘のように、中学校区を中心とした小中学校の同和教育の内容や扱われ方の情報交換や連携は重要であるとの認識から、地域の実情等に応じて連携・交流を推進してまいります。	2
21	2 人権教育・啓発	8	「住民自治協議会の住民集会や研修会に支援」とちよっと書かれています。地区公民館や区ごとに行っている集会研修会のことも書くべきだと思います。	原文のままとします。 地区公民館や区ごとに実施いただいている集会や研修会は、住民自治協議会でお取組いただいているものです。	2

整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方等・基本方針への反映状況	対応方針
22	2 人権教育・啓発	8	<p>一般地域住民の皆さんの研修会、住民集会の参加について、単に参加を呼びかけるだけでなく、いかに呼びかけたら参加していただけるか。永遠のテーマかとは思いますが、現在、市で持ち合わせておられる具体的な策をご提示いただければありがたい。</p> <p>特定の役職の皆さんだけの研修会、あるいは学校、職場と対象者が限定された研修会等とは違い、いかに一般住民の皆さんに関心を持っていただき、ご参加いただけるかが指導員の立場として大変悩ましいところです。</p> <p>マンネリズムの傾向にある本施策については、まずは、一般地域住民の皆さんの各種研修会等への参加が「教育・啓発」の基本的な部分と考えます。</p>	<p>地域での実践活動にご尽力いただいておりますことに感謝します。ご意見のように、これという決め手はないと思われませんが、市民が自らの課題と受け止め自発的に参加いただけるよう、魅力ある講座内容や研修手法、講師の選定等が重要と考えます。</p> <p>このため、市では、住民自治協議会等に対し、人権に関する最新の知識や見解、研修会の講師や研修手法等の情報提供に努めます。</p>	3
23	2 人権教育・啓発	8	<p>私の思っていることが全部組み込まれていました。よくできていると思います。望むことは、この計画をいかに実行していく事かと思えます。</p> <p>特に、現場での研修の中身を(すべてにおいて)数多くやってもらいたいと思っています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、広く市民に基本方針の周知を図るとともに、研修機会と内容の充実に努めます。</p>	3
24	2 人権教育・啓発	8	<p>人権同和教育研修会について、いくら良い企画を立ててもそれに参加してくれる人が集まらないのでは何の効果もありません。子どもを集めると必ず親や家族がついてきます。かわいい我子・孫のためなら少々無理をしても都合をつける、そんなところをうまく活用したらどうでしょう。</p> <p>それには家庭・地域・学校が連携してこの問題と向き合い子どもから年寄りまで年齢を超えた市民が同一に意識を広める、そんな研修方法も考えていけたらと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、興味の持てる研修内容や無理なく参加いただける方法等を研究してまいります。</p>	3
25	2 人権教育・啓発	8	<p>「涵養」は、文章がかたいのでは？もう少しわかりやすくしたらと思えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。 「人権尊重意識を養い育てるために重要な役割を担っています。」</p>	1
26	2 人権教育・啓発	10	<p>「知見」は、文章がかたいのでは？もう少しわかりやすくしたらと思えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。 「人権に関する最新の知識や見解、研修会の講師や研修手法等の情報提供に努めます。」</p>	1
<第5章 各人権課題に対する施策の方向性>					
27	1 同和問題	11	<p>11ページに「部落差別は今もあると思うか」の問いに、「まだたくさんある」、「だいぶなくなったが、少しはある」が60.9%で、5年前の調査に比べ5.5ポイント上昇と記されていましたが、この原因をどうとらえ、どう対処するのか考えなくてよいのでしょうか。</p>	<p>この設問では、部落差別が「まだまだたくさんある」と回答した人の割合は5年前の調査に比べ0.2%減っています。</p> <p>「だいぶなくなったが、少しはある」と回答した人の割合は5.7ポイント増えておりますが、市民の人権感覚や差別に気づく意識の高まりにより増加したとも考えられ、この数値のみをもって差別の実態が悪化しているとは断定できないと考えられます。</p>	5

整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方等・基本方針への反映状況	対応方針
28	1 同和問題	11	<p>「人権とくらし」の意識調査の分析のあり方について 5年前の調査に比べて5.5ポイント上昇、差別意識が根強く残っており、同和問題の解決に対し無関心・消極的——。続いて、同和問題が「市民自らの課題」になっておらず、——市民全体に広がっていない。との結論になっています。</p> <p>これまで市行政が30年間、学校教育や市民に対して啓発に努めてきた成果はどのように数字に表れないのでしょうか？ 一般に人の意識は情報に触れると、問題に対して敏感に反応します。今まで差別と気が付かなかった人が、研修により差別に気づくようになります。そうするとアンケートでは、「差別がある」と回答するようになります。</p> <p>つまり人権意識が高まれば、人は敏感になり不当な差別に気づいていくのが自然なのです。また、日本人はとかくアンケートの回答は、「左・中・右」の内曖昧な「中」を選択する傾向がありますので、「中」を「左」に入れるのか、「右」と合算するのかが、結論が正反対になります。ですから、簡単に数字の増減で、意識が改善されていないとか、市民全体に広がっていないと考える、のは如何なものかと思えます。</p> <p>アンケートの分析が、市民の視点から行われているのか？アンケート内容も市民の意識がより正確に反映するような工夫をお願いします。</p>	<p>研修会や啓発事業により、市民の人権感覚や差別に気づく意識が高まっていることはご指摘のとおりと思います。</p> <p>しかし、啓発効果は数値化しにくいので、5年に一度実施する「人権とくらし」意識調査を参考にしています。</p> <p>ご意見を踏まえ、統計的な技法等も研究しながら、市民の意識が正確に反映できる調査内容や分析に努めてまいります。</p>	3
29	1 同和問題	11	<p>各人権課題の名称についてですが、「～を差別する」という文ではめると、そぐわないものがあります。</p> <p>「出自」、「素姓」、「地区(地域)」、「同和(地区)出身者」など、何か適当な名称にした方が良いと思います。これだけ問題がついているのもおかしいと思います。</p>	<p>原文のままとします。</p> <p>人権問題は、差別の問題だけではなく、基本方針では、人権問題を「差別」と捉えるのではなく、「人権が侵害されている状態」と捉えています。</p> <p>「同和問題」については、国が掲げる人権課題の区分に従っています。</p>	2
30	1 同和問題	12	<p>12ページ最後の行 「同和問題に関わる実態の把握や、インターネットを利用した差別助長行為等の新たな課題への対応方法について研究します。」 ①就職や結婚等において差別されても、なかなか表面化しないのが現状です。厳しい差別の現実があるからです。そのことがまた、差別の実態を見えにくくさせている一因ともなっています。だからこそ実態を把握し、効果的な施策を進めていくことが必要であると考えます。 ②基本方針といいながら、「研究」という表現はいかがなものかと思えます。推進します、という表現に変更すべきと考えます。</p>	<p>原文のままとします。</p> <p>個人や地域を特定した調査は、調査の目的、調査内容等について十分ご理解をいただくとともに、プライバシーの保護等に細心の配慮が求められます。また、意識の問題は主観的な要素が大きく、調査の手法や尋ね方等によっても結果が大きく変動する可能性があります。</p> <p>インターネットを利用した差別助長行為等の新たな課題については、膨大な量の書込に対して自治体単独では対応困難な課題も多く、全国的なガイドラインの整備が期待されます。</p> <p>このようなことから、研究という表現になっています。</p>	4
31	3 子ども	15	<p>施策の方向 (2)幼児期の子育て支援等 公民館では保育園未満児と保護者を対象とした講座等、サークルの支援をしています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、(2)幼児期の子育て支援等の最後に次のように加えました。</p> <p>○ 市立公民館では、未就園児や保護者を対象とした子育て講座等の実施や、子育てサークルに活動場所を提供するなど、子育て家庭の支援に努めます。</p>	1

整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方等・基本方針への反映状況	対応方針
32	3 子ども	16	子どもの人権について、学校関係のところで、教職員のわいせつ行為に関する記載がない。	教職員のわいせつ行為や体罰などの非違行為は、教職にある者として到底許されることではありません。基本方針は、犯罪を前提に策定するものではないため、わいせつ行為や体罰について記載しておりませんが、教職員研修や職場内での指導・啓発を通じて教職員の資質向上を図り、こうした事態が生じないよう取り組みます。 なお、ご意見を踏まえ、次のように修正しました。 第4章第2節(1)学校人権教育(7ページ)下から3行目「また、」のあとに「 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、コンプライアンスの推進に努めるとともに 」を加える。(※整理番号19参照)	1
33	3 子ども	16	いじめの問題について、より丁寧に扱ったほうが良いのではないか。	ご意見を踏まえ、(3)人権に配慮した学校教育の推進の一部を修正及び加筆しました。 ○ 保護者対応や生徒指導に係る教職員の力量の向上を図るとともに、各学校において、いじめや不登校に対して を未然に防ぐことができるよう、よりきめ細かい対応に努めます。 <修正> ○ いじめ問題の解決に当たっては、いじめられた児童生徒の心情を第一として、まず学校において無視や陰口などの侵害状況の把握を行い、必要に応じて関係機関と連携し早期解消に努めます。 <加筆>	1
34	3 子ども	16	いじめは、家庭、学校、登下校時、他何処でも起きていると思います。いじめられている子どもは、ほんとは助けを待っています。学校と地域社会でもっと見守り手を差し延べるようにしたいのですが、具体的な方策はないものですかね。もう一歩踏み出したいですね。		1
35	3 子ども	16	相次ぐ子どものいじめ施策について(3)にふれている程度しか見受けられないが、独立した項目を設けて深刻事案を未然に掌握、防止していくスキーム作りをお願いしたい。		1
36	3 子ども	16	(3)人権に配慮した学校教育の推進について、子どもたちには、いじめ(差別)をしてはいけないということを説くよりも、その不当性について考える力を養成してほしい。 いじめていた子どもが、逆にいじめられる側になったりするなど、繰り返されている現状にストップをかけることが必要ではないかと思えます。そのためには、教師の人権感覚、見抜く力量と子どもたち自身が日頃から考える力をつけることが大切であると思えます。		1
37	3 子ども	16	いじめが発覚した場合には、いじめられている側の立場(人権の視点)に立ってきちんと指導して頂きたいと思えます。そして、いじめを許さない仲間づくりを目指すべきだと考えます。		1
38	4 高齢者	17	施策の方向性について、支援・介護サービスも大事ですが、(1)の最初の○、(2)の最初の○のように予防策にもっと力を入れてほしいです。早め、早めに先に手を打っていかないと大変なことになると思えます。	ご意見を踏まえ、適切に施策を推進します。	3

整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方等・基本方針への反映状況	対応方針
39	5 障害者	19	◆現状と課題 上から8行目 「障害者理解(※)が足りないことから」の(※)に次の一文を加える。 「(例えば、障害者の特異な能力を発掘し、その能力をフルに活用する)」	原文のままとします。 「障害者の特異な能力を発掘」とありますが、人と違う部分(特異)を見付け出す(発掘)と捉えられるため、不適切と考えます。	4
40	5 障害者	19	◆現状と課題 下から2行目 「様々な手法を活用し、コミュニケーションの充実を図る必要があります。」を「障害に即した手法」に改める。	原文のままとします。 情報を伝達するためには、「障害に即した手法」の他にも「声をかける」、「肩をたたく」等の気配りや、その場の状況に応じた様々なコミュニケーションの取れる手法を併用する必要があると考えます。	4
41	5 障害者	19	障害者という定義は法律上定められていると理解していますが、一般的には精神障害を除く身体障害、知的障害をイメージしている人が多く、精神障害を障害者として理解し、支援の対象としてとらえていない人が多いのではないかと、今までの経過の中で感じていました。実際にグループホームを建設するといった時に反対があった経験があります。それらのことから、特に精神障害者に対する偏見をなくしていくことを「施策の方向」に盛り込んでいただくことはできないでしょうか。	原文のままとします。 内部疾患等による外見では判断できない身体障害等の様々な障害に対する偏見への配慮も必要であり、精神障害者(精神保健福祉手帳所持者)のみを特化すべきではないと考えます。 精神障害者をはじめ様々な障害のある方々に対する偏見をなくすることは重要であり、(1)心と社会のバリアフリーで、障害者や障害に対する正しい理解と認識を深める啓発活動の推進をうたっています。	4
42	5 障害者	20	施策の方向 (4)コミュニケーションのバリアフリー等 視覚障害者のコミュニケーション・バリアフリーが抜けているので、「手話通訳者・要約筆記者の養成事業」の次に、「文書の点訳や音声言語化などの事業」を加える。	ご意見を踏まえ、次のように修正しました。 「情報伝達手段が制限される障害者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者・要約筆記者の養成事業及び派遣事業等の充実、点訳・音訳のできる人の養成などコミュニケーション支援の充実」に努めます。」	1
43	8 インターネットによる人権侵害	24	インターネットは、「差別の手段」であり、人権課題とはいえないと思います。例えば、同和問題についてインターネット上で差別があった場合、これをインターネットでカウントするのですか。同和問題でカウントすべきだと思います。	ご指摘のように、インターネットは手段ですが、インターネットという手段によりもたらされる人権侵害に着目しています。この節では、人権侵害行為の内容ではなく、その手段により生じる人権侵害に対し適切な対策を講じることにより、被害者の人権を守ることを目的としています。 このため、第5章のタイトルは「分野別」とはせず、「各人権課題」としました。 なお、インターネット上で同和問題に関わる差別があった場合は、両方に係る問題として扱うこととなります。	5
44	9 様々な人権に関する問題	25	9 様々な人権の分け方の根拠は？全て独立した項目として扱うべきではないか。	ご意見を踏まえ、第8節「インターネットによる人権侵害」を第10節に繰り下げ、第9節「様々な人権に関する問題」中、第3項「犯罪被害者等の人権」を第8節「犯罪被害者等」として独立した節に位置付けました。 また、第9節「様々な人権に関する問題」の掲載順及び項見出しを次のとおり改めました。 (1) 刑を終えて出所した人等、(2)中国帰国者等、(3)性的指向及び性同一性障害、(4)ホームレス、(5)アイヌの人々、(6)北朝鮮当局による人権侵害(拉致問題等)、(7)暮らしの中に潜む様々な人権問題	1

整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方や基本方針への反映状況	対応方針
45	9 様々な人権に関する問題	25	9 様々な人権について、掲載順について検討されたい。アイヌが一番になっているが、長野市にとって身近な課題から並べるべきではないか。	(整理番号44に同じ)	1
46	9 様々な人権に関する問題	25	(3)に犯罪被害者等の人権の項目がありますが、8の後ろに9として項目を立てたいかがでしょうか。(2)刑を終えて出所した人等に関する人権と同じ項目ではなじまないと思います。 また、犯罪被害はいつ遭うかわかりませんし、被害に遭うとその受けたダメージはなかなか消えませんので、大きな項目で明確にした方が良いのではないかと思います。		1
47	9 様々な人権に関する問題	27	27ページ「(8)その他」の表記について 人権課題に「その他」の表記はないのでは…。むしろ、「上記以外のさまざまな人権侵害」のように改めるべきであると考えます。		1
48	9 様々な人権に関する問題	25	「様々な人々」で良いと思います。(県でも似たように分類されているので、変えるのは難しいでしょうか。)	原文のままとします。 この節では、北朝鮮当局による人権侵害も含んでおり、「人々」とするのは適切ではないと考えます。	4
49	9 様々な人権に関する問題	25	犯罪被害に遭われた方のニーズから、自治体の皆さんには、 ①一時的に公営住宅に入居できるような制度(一次利用住宅の提供) ②見舞金制度、資金の貸付制度 について、ご検討を願えればと思います。 また、犯罪被害者支援の条例についてもご検討いただければ幸いです。	市営住宅の入居者の選考に際し、本人又は同居を予定する方が犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等である場合は、優先的に入居できることとしております。 なお、①一次利用住宅の提供につきましては、現状では困難です。 また、②見舞金制度、資金の貸付制度等につきましては、犯罪被害者支援の条例整備と併せて検討してまいります。	3
50	9 様々な人権に関する問題	26	「(7)北朝鮮当局による人権侵害(拉致問題等)」 北朝鮮に関する情報はテレビ、新聞を通して連日のように報道されており、人権尊重の視点からはほど遠く北朝鮮憎し(ナショナリズム)の感情論だけが広がっています。一国家の人権侵害を指摘しはじめると世界的にはキリがないほど存在していますし、朝鮮人の強制連行の人権侵害や従軍慰安婦の問題のように、わが国の人権侵害についても表記しなければなりません。 国が認定しているからという理由だけで末端自治体の長野市が相手国を名指しでコメントするのは差し控えたほうが良いのではないかと思います。 確かに、拉致という人権侵害が未解決の状態が続いていますので、表記する場合は(8)その他の項とし、人権の視点で拉致問題の解決を目指すべきと考えます。	原文のままとします。 平成23年4月1日、人権教育・啓発に関する基本計画に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える見直しが閣議決定され、同年5月26日には、拉致問題担当大臣、総務大臣、法務大臣及び文部科学大臣の連名で、各都道府県知事等に対し、拉致問題対策本部の理解促進活動等に対する積極的な連携等を依頼されました。 拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であり、地方自治体としても協力して推進する責任があると考えられます。	4

整理番号	該当箇所	ページ	意見・提案の要旨	市の考え方等・基本方針への反映状況	対応方針
51	9 様々な人権に関する問題	26	<p>「(7) 北朝鮮当局による人権侵害(拉致問題等)」</p> <p>本年11月、信濃毎日新聞に掲載された全国中学生人権作文コンテスト県大会において長野朝鮮初中級学部2年生のAさんが、茅野市東部中2年生のBさんとともに最優秀賞に選ばれました。</p> <p>Aさんは、小学校の時に一緒に遊んでいた日本人の子どもから「朝鮮人嫌い」等々の差別を受け、それでも一緒に遊びたい一心で初対面の人に、自分の名前を偽り、相手から「あんた、朝鮮人なんでしょ。もうあんたなんかと遊ばない、うそつき！」とまで言われた苦い体験と、彼女の母親から、自分の名前をつけた時の想いを聞いて、自分のしたことを恥じたという。そして、自分の名前はどこでも堂々と語り始めたことや、「どんな人に対しても偏見をもたず、その人のありのままを受け入れて、他人の自尊意識を傷つけないように接していきたい」と結んでいる。</p> <p>私は、すばらしい生き方であり学ばなければと思いました。このような差別(いじめ)の実態こそ直視し、学んでいくことが求められているのではないのでしょうか。</p>	ご意見を真摯に受け止め、第4章 人権施策の方向性 第2節 人権教育・啓発に基づき、学校や社会における人権教育の中で取り組んでまいります。	3
52			女性、子ども、障害者、高齢者等々、それぞれの部署には専門の委員や役員も居て活動しています。その人たちの活動にまで口出しせず、まかせてはどうか。	<p>原文のままとします。</p> <p>各部署には専門の相談員や職員が配置され、また民生児童委員や保護司等民間で活動されている方々もおられますが、主に福祉や保護・救済等の目的で事業を行っています。基本方針は、こうした事業について、人権尊重の視点から見直し、改善を図ることを目的としています。</p>	4
＜その他＞					
53			市民に対して説明会を開くなど丁寧に展開してほしい。	地域公民館単位に開催される研修会や、地区住民集会などあらゆる機会を通じて周知に努めます。	3
54			市の職員が夢を持って人権同和政策課に異動し、いきいき活動ができる具体的な仕事や、他の部署との仕事の住み分けをきちんと図ってほしい。	人権同和政策課は、人権に関する施策について全庁的な推進を図るとともに、各部署との調整を行います。 また、同和問題については、担当課として必要な事業を実施します。	5
55			これだけ様々な課題別人権政策を家庭・地域・職場・学校等幅広く推進していくためには、「人権同和政策課」を保健福祉部に置くのではなく、総務部又は企画政策部組織とした方がより横断的な体制になるのではないか。	関係課等とも協議し、業務の推進により良いあり方を研究してまいります。	3